

令和6年9月に発覚した学校施設の請負工事契約における不適切な分割発注工事については、現在、区の関係部署による調査と並行して5名の専門家による第三者委員会(「不適切契約事案の検証及び再発防止対策検討委員会」令和7年2月20日設置)にて事案の検証を進めております。

つきましては、第三者委員会での検証が終了するまでの暫定的な再発防止策、及び区の内部調査で確認した事項や現時点における区の考えについて、以下のとおり報告します。

1 第三者委員会の検証が終了するまでの暫定的な再発防止策

- 最終的な再発防止策については第三者委員会において審議されているところであり、その報告を受けたのち、同委員会の意見等も踏まえて策定致します。
- その一方で、今回問題となった案件の多くを占める小中学校や、学校と同様に数の多い保育施設において、工事契約が進められていないことにより、児童生徒又は園児の生命身体・健康に影響を与えるような事態が懸念される状況となっています。
- そこで、当区として、試行的に以下の方法による契約手続を暫定的に導入し、その問題点等を踏まえて、最終的な対応策の導入を進めていくことと致します。
- なお、不適切契約事案が多数確認された学校施設課にあっては、令和7年4月1日より都市開発部施設課職員(技術職)を兼務させており、学校施設課が行う主管課契約における工事内容、価格の妥当性等の確認について、専門職員が関わる体制を敷いています。
- また、地方自治法施行令の改正(令和7年4月1日施行)により、少額随意契約を可能とする基準額が引き上げられたため、適時対応を図っていきます。

(1) 緊急随意契約の暫定的な導入

以下の①②の類型に該当するもの、かつ、契約ごとに契約課と法務課の審査を経たものに限って、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による契約(緊急随意契約)を締結することができることとします。

- ① 上下水道・ガス・電気等のライフラインに関する設備、消防設備、防犯設備、空調設備等に関する補修等の工事のうち、ただちに工事をしなければ、児童生徒又は園児の生命身体・健康に影響を与えると認められるもの
- ② 教室転用に伴う工事、給食に係る設備、外壁、雨漏り等に関する補修等の工事のうち、児童生徒又は園児に適切な教育・保育を実施するために、ただちに工事をする必要があると認められるもの

(2) 年間単価契約工事の対象の暫定的な拡大

当区では、従前より一定の工事等について、事業者からの見積もりや、東京都等の工事単価を参考にしたうえで、工事単価を設定し、当該単価による契約を毎年4月1日付けで締結し、同契約による工事を年間単価契約工事(年契工事)として行

っています。

今後当面の間、工事需要に迅速に対応するため、必要に応じてこれまで請書工事としていた事案についても年契工事の手法を活用するように致します。

なお、この場合でも選定する事業者に偏りが生じないよう、公平性に配慮致します。

2 区の内部調査で確認した事項や現時点における区の考え

(1) 平井東小学校における渡り廊下設置工事に係る見積書の不適正な内容について

- 見積書の徴取方法に契約事務規則等に反する不適正な点があったことは、区としても事象を確認し、令和6年12月、令和7年1月実施の記者会見において公表しています。また、本件については、江戸川区議会や第三者委員会にも報告を行い、第三者委員会による検証の対象となっています。
- 複数社の見積書の一部に筆跡が酷似しているものがあることは区も認識しており、この件については警察にも情報提供を行い相談していますが、現時点で刑事事件化すべき実態があるとまでは確認できていません。
- 本工事を分割して同一事業者が発注したことが入札談合等関与行為防止法（いわゆる官製談合防止法）等に抵触するかなどの違法性の問題については、専門的判断を要する事項であり、第三者委員会の調査・検証に基づく意見を踏まえて、改めて区の見解を整理していきます。

(2) 上記工事に係る契約金額について

- 契約締結時の所管課による類似事案との価格比較及び事後の区内部による推定結果等を踏まえ、現時点では、契約金額が相場より高額であったとの事実は確認できていません。
- 第三者委員会においても、建築分野の専門家による現地調査と資料の確認作業等を令和7年5月に実施することを予定しており、契約金額の妥当性について意見をいただきたいと考えています。
- なお、平井東小の渡り廊下については、その後の調査により、安全性を担保できないことが判明したため、当該施設の屋根と柱部分を撤去しています。この撤去工事は、施工物の安全性欠如に因るため、契約不履行による損害賠償請求の可否等を検討し、事業者に対して必要な対応をとっていく予定です。
- ただし、当区として契約に係る手続規定が遵守されておらず、金額の妥当性に疑念を抱かれる状況になったことについては改めて区民及び関係者の皆様にお詫び申し上げるとともに引き続き検証を行い必要な対応を行っていきます。

(3) 他の学校施設や区施設の安全性に係る追加調査等について

- 現在、平井東小学校と同様の不適正な契約手続きによる工事が行われた小中学校7校について、当該施工物に対する安全性の確認を実施中であり、今後、調査結果等を踏まえて適切に対応していきます。
- その他の学校施設や区施設については、定期的に法令点検等を実施しているほか、施設管理者が日常的に安全確認を行っているため、追加調査を行う予定はありません。

(4) 区関係職員及び事業者の処分等について

- 職員に対し、契約手続等における法令遵守について引き続き注意指導を行うとともに、今回の事案に関して、法令違反や職務上の義務違反などが明確になった職員については、厳正に処分等の対応を行っていきます。なお、現時点で、区長をはじめ区職員が受注事業者から金品やサービスの提供など癒着が疑われる事実は確認されていません。
- 事業者に関しても、指名停止の要件に該当する事実が明確になった場合には、「江戸川区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱」に基づき、必要な対応を行っていきます。